

令和5年度 神戸市地域防災計画 主な修正内容（案）

■神戸市における取り組みの進捗に応じた修正

1. 北神区役所の防災体制自立化に関する修正 【参考資料1】

災害時に北神区役所が単独で防災体制を執れるように、災害対策（警戒）本部等の設置を位置付けるなどの修正を行う。

2. 災害時ペット同行避難に関する修正 【参考資料2】

2023年8月に危機管理室と健康局により「災害時のペットとの避難ガイドライン」を作成したことを受け、避難所の運営においてペット同行避難についての修正を行う。

■法改正や国・県の動きを受けた修正

3. 法改正や上位計画の修正等に伴う修正

・災害ボランティアセンターの設置候補地の選定 【参考資料3-1】

2023年5月に国の防災基本計画が修正され、災害発生時における官民連携体制の強化を図るために、災害ボランティアセンターの設置予定場所を明確化することが努力義務化されたことにより、災害ボランティアセンターの設置候補地を掲載するなどの修正を行う。

・安否不明者等の氏名等の公表 【参考資料3-2】

2023年3月に内閣府より「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」が示されたことと、2023年4月に改正個人情報保護法が施行されたことによる、2023年10月の兵庫県地域防災計画の修正に基づき、安否不明者の氏名公表について必要な修正を行う。

・住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理の位置付け 【参考資料3-3】

2023年6月の内閣府告示「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部改正」により、2023年9月に兵庫県「災害救助の手引き」が一部変更され、当該規定が新たに追加されたことを受け修正を行う。被害直後に、災害によって屋根等に被害を受けた住宅の損傷拡大防止のため、被災者の住宅に対する緊急の修理（ブルーシートの展張等）を可能とするもの。

4. 地区防災計画の地域防災計画への規定（報告） 【参考資料4】

防災福祉コミュニティ等が作成した防災活動に関する計画については、防災会議会長の専決処分により、災害対策基本法に基づく地区防災計画として、地域防災計画に定めることができることとしている。

専決処分を行ったときは、防災会議での報告が必要なことから、前回防災会議（2023年3月）以降の地区防災計画規定状況について報告する。

5. 関係機関の事務に係る修正

上記のほか、地域防災計画に係る機関（防災会議の委員が属する機関）がその分掌事務について行う防災体制の拡充や時点修正、その他の修正を行う。

6. 災害協定等の新規締結

- (1) 災害時における救援物資の輸送及び受入等に関する協定
(令和5年7月5日 一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク／(株)上組)
- (2) 災害時におけるゴルフ場施設の利活用に関する協定
(令和5年7月6日 垂水ゴルフ倶楽部)
- (3) 災害時等における法律相談等に関する協定
(令和5年7月26日 兵庫県弁護士会)
- (4) 災害時における神戸須磨シーワールド・須磨海浜公園の利活用に関する協定
(令和5年7月31日 神戸須磨 Parks+Resorts 共同事業体)
- (5) 災害時における生活物資の供給等に関する協定
(令和5年8月24日 パナソニックホールディングス株式会社)
- (6) 災害時における物資輸送及び集積・配送拠点運営等の協力に関する協定
(令和5年10月1日 福山通運株式会社)